

平成28年川俣町議会第2回定例会会議録

平成28年川俣町議会第2回定例会は、3月22日川俣町役場議場に招集された。

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 高橋清美君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 高橋道也君	5番 菅野意美子君	6番 新関善三君
7番 黒沢敏雄君	8番 佐藤喜三郎君	9番 石河清君
10番 遠藤宗弘君	11番 菅野清一君	12番 斎藤博美君

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長職務代理者	伊藤智樹君	総務課長	佐藤広一君
企画財政課長	佐藤真寿夫君	町民税務課長	羽賀洋一君
会計管理者	高野誠市君	保健福祉課長	丹野雅直君
建設水道課長	斎藤和弘君	原子力災害対策課長	宮地勝志君
産業課長	寺島喜美夫君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	教育次長	佐藤修一君
生涯学習課長	増賀喜芳君	監査委員	斎藤庸夫君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 大内 彰 書記長 岡 健一

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議案の訂正請求について

請願・陳情の審査結果報告

付託議案等の審査結果報告

議案第 7号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
(質疑・討論・採決)

議案第 8号 川俣町行政不服審査法関係手数料条例(質疑・討論・採決)

議案第 9号 東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成28年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例(質疑・討論・採決)

議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(質疑・討論・採決)

- 議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(質疑・討論・採決)
- 議案第16号 川俣町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する
条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第17号 川俣町税条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第18号 川俣町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営
並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(質疑・討論・採決)
- 議案第19号 川俣町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第20号 川俣町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例
(質疑・討論・採決)
- 議案第21号 川俣町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
(質疑・討論・採決)
- 議案第22号 川俣町都市公園条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
- 議案第23号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
(質疑・討論・採決)
- 議案第24号 町道路線の認定及び変更について (質疑・討論・採決)
- 議案第29号 平成28年度川俣町一般会計予算 (討論・採決)
- 議案第30号 平成28年度川俣町国民健康保険特別会計予算 (討論・採決)
- 議案第31号 平成28年度川俣町介護保険特別会計予算 (討論・採決)
- 議案第32号 平成28年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算 (討論・採決)
- 議案第33号 平成28年度川俣町水道事業会計予算 (討論・採決)
- 議案第34号 平成28年度川俣町簡易水道事業特別会計予算 (討論・採決)
- 議案第35号 平成28年度川俣町奨学資金特別会計予算 (討論・採決)
- 議案第36号 平成28年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算 (討論・採決)
- 議案第37号 平成28年度川俣町小島財産区特別会計予算 (討論・採決)
- 議案第38号 平成28年度川俣町飯坂財産区特別会計予算 (討論・採決)
- 議案第39号 平成28年度川俣町大綱木財産区特別会計予算 (討論・採決)
- 議案第40号 平成28年度川俣町小綱木財産区特別会計予算 (討論・採決)
- 議案第41号 平成28年度川俣町山木屋財産区特別会計予算 (討論・採決)
- 議案第42号 川俣町過疎地域自立促進計画について (質疑・討論・採決)
- (追加日程)
- 発議第 3号 地方公共団体への損害賠償制度の改善を求める意見書
- 発議第 4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
- 発議第 5号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書
- 発議第 6号 地方公共団体への賠償金をすみやかに支払うことを求める要望書

発議第 7号 (株)まちづくり川俣の改善を求める要望書
所管事務調査について
議員の派遣について
閉会中の継続調査申出書について

◎開議の宣告

○議長（斎藤博美君） 皆さんこんにちは。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において、10番議員 遠藤宗弘君、11番議員 菅野清一君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 日程第2、「議案の訂正請求について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） さきに上程をしておりました議案第42号、川俣町過疎地域自立促進計画につきまして、表記2カ所に誤りがあり、また、林道等の事業計画を追加したいと考え、議案の訂正をお願いするものでございます。

それぞれ、先に実施されました予算常任委員会の審査の中で、議員からご指摘、ご助言をいただいたものでございます。本議案における修正のお願いは2回目でございます。たび重なる修正につきまして、深く反省をしております。大変申しわけありませんでした。

詳細については、担当課長から説明をさせますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（斎藤博美君） 担当課長。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案の訂正請求について説明をいたします。

別紙をご覧ください。今回の訂正につきましても、前回同様、見え消し訂正と文言の追加につきましては、太ゴシック体で下に線を引いて表示をしております。全部で5ページ、5枚あります。

初めに、8ページは産業別人口の動向で、一番下にございます平成22年の国勢調査による総数増減率で、総数を「7,798人」から「7,229人」に、増減率は「マイナス5.3%」を「マイナス12.3%」に、それぞれ訂正をお願いいたします。

これは、訂正前の実数につきましては、労働力人口7,798人で計上してございまして、労働力人口は15歳以上の就業者7,238人と失業者数560人の合計の数値でした。この労働力人口から失業者数を差し引いた就業者数7,238人のうち、この表にございます第一次から第三次産業の分類につきまして、分類不能の方が9人ございました。これは国勢調査の調査票の記載不備等で分類できない方、9人になりますけれども、この9人を差し引きました7,229人と訂正をお願いします。

表の一番下の太いゴシックの下線、米印で、区分の総数につきましては、各年同様に就業者数から分類不能を差し引いた数値を用いておりますので、この注釈の表示を、今回追加の訂正をお願いいたします。

次の33ページは、3.項目の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

で、(1)の現況と問題点について、①「道路」を「道路等」に、下線部の「等」を追加をし、太いゴシックの下線の、「また、将来にわたり森林を適正に管理するため、林道整備に努める必要がある。」という、この林道整備の文言の追加訂正をお願いをいたします。

次の36ページでも、(2)その対策といたしまして、①「道路」を同様に「道路等」に、「等」の追加をお願いし、また、本文のほうに、「また、長期的な視点に立った森林の保全、育成及び活用を図るため、森林整備に不可欠な林道の整備に努める。」、この林道整備の文言の追加訂正をお願いいたします。

次のページは、上段が38ページですけれども、38ページから記載をしております事業計画につきましては、平成28年度から平成32年度の5年間の交通通信体系の整備についてを記載しております。市町村道道路のところ、38ページ下のところでは、本町線から始まります。で、以降、省略してございますけれども、次の38ページでも、各路線を1ページ全体に路線ごとに事業内容を記載しております。道路の次に、40ページ下の部分になりますけれども、40ページとして、橋りょうが続き、その下の(3)林道のところの事業内容に、「松ヶ柴線、改良舗装、延長120メートル、幅員4から6メートル」、「大栗線、舗装、延長5,800メートル、幅員4メートル」、これを追加訂正をお願いいたします。なお、大栗線につきましては、全長6,643メートルのうち、舗装済みが約800メートルございますので、この延長を差し引いた未舗装延長で計上しております。

さらに、その下の国有林取付事業(小綱木地区)、道路工、延長500メートルに、ゴシック体の「花塚線からの取付道」、この追加をお願いし、これは事業内容を詳細にする訂正をお願いをしたものでございます。

最後の5枚目、69ページにつきましては、ゴシック体で、その他の区分のところ、「大綱木グラウンド整備事業」と「ふれあい交流事業」の各事業の追加訂正をお願いいたします。

訂正箇所につきましては以上でございますが、これらにつきましては、予算常任委員会での審議におきまして、議員の方から、数値の誤りや、過疎対策事業として取り組む事業確保の観点などからご指摘をいただき、今回訂正をお願いするものでございます。議案書の内容でもあるにかかわらず、たび重なる訂正をお願いをいたしますことをおわびを申し上げます。申しわけありませんでした。

なお、訂正の方法につきましては、前回の訂正と同様に、訂正5枚分を正しい数値、文言に訂正を行った上、計画書を全部差しかえの形とさせていただきたいので、よろしくお願い申し上げます。

今回、訂正分の計画書につきましては、表紙の平成28年3月、福島県川俣町の表示の下に、二本線の下線を表示をして、前回訂正は下線が一本でしたので、二本線で、2回目の全部差しかえということで、表示をさせていただきたいので、重ねてよろしくお願いを申し上げます。

○議長(斎藤博美君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案の訂正請求について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、議案の訂正請求については、許可することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長(斎藤博美君) 日程第3、請願・陳情の審査結果について、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業常任委員会委員長、報告願います。総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長(高橋真一郎君) 請願の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された請願は、3月9日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号、件名、審査結果の順に読み上げます。

番号	件名	審査結果	意見
27 10	大木戸地区集中豪雨被害による水路改修工事請願書	採択	
11	町道糠戸内線の改良及び側溝改修に関する請願書	採択	
28 1	大綱木字高屋敷地内法定外道路の町道認定と改良に関する請願書	採択	
2	小綱木字荷付場等地内水路の整備に関する請願書	採択	
3	絹蔵が存続できるようにご支援を戴きたい請願書	採択	

以上であります。

○議長(斎藤博美君) 請願第10号「大木戸地区集中豪雨被害による水路改修工事請願書」を採決いたします。

本案について、総務産業常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、請願第10号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長(斎藤博美君) 請願第11号「町道糠戸内線の改良及び側溝改修に関する請願書」を採決いたします。

本案について、総務産業常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、請願第11号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 請願第1号「大綱木字高屋敷地内法定外道路の町道認定と改良に関する請願書」を採決いたします。

本案について、総務産業常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 請願第2号「小綱木字荷付場等地内水路の整備に関する請願書」を採決いたします。

本案について、総務産業常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 請願第3号「絹蔵が存続できるようにご支援を戴きたい請願書」を採決いたします。

本案について、総務産業常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 陳情の報告を担当委員長報告願います。総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長(高橋真一郎君) 陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された陳情は、3月7日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号、件名、審査結果、意見の順に読み上げます。

番号	件名	審査結果	意見
2	未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情	趣旨採択	
3	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について	採択	意見書提出

○議長（斎藤博美君） 陳情第2号「未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情」を採決いたします。

本案について、総務産業常任委員長の報告は趣旨採択です。

本案について、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 陳情第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」を採決いたします。

本案について、総務産業常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 次に、厚生文教常任委員長、報告願います。厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高橋道也君） 本委員会に陳情された審査の結果について報告します。

本委員会に付託された陳情は、3月8日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号、件名、審査結果、意見の順に読み上げます。

番号	件名	審査結果	意見
1	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情	趣旨採択	
4	給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の陳情について	採択	意見書提出

以上です。

○議長（斎藤博美君） 陳情第1号「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情」を採決いたします。

本案について、厚生文教常任委員長の報告は趣旨採択です。

本案について、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 陳情第4号「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の陳情について」を採決いたします。

本案について、厚生文教常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第4、付託議案の審査結果について報告願います。

平成28年度各会計当初予算の審査結果について、予算常任委員長の報告を求めます。予算常任委員長。

○予算常任委員長（新関善三君） 予算常任委員長の新関です。

予算常任委員会に付託されました平成28年度川俣町会計予算常任委員会審査報告をいたします。お手元に配付してあります資料に基づきまして、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

平成28年度川俣町各会計予算13件につき、3月10日から18日までの9日間各課単位に審査を行い、その結果、各課に対する意見、要望、指摘事項等、主な審査概要は次のとおりであります。

予算常任委員会の審査日程表につきましては、お手元のとおりでございまして、3月10日から18日までの内容を列記しておるものを参照にしてください。

（1）企画財政課

①復興公営住宅の家賃は全額東京電力賠償の対象となるので、他の町営住宅入居者との公平性からも使用料に差をつける必要はない。

②復興会議や地域創生推進会議は今後町が取り組む重要事項であり、開催回数を増やし充実した内容にすること。

③デマンド型乗合タクシーは全町に拡大し、運用方法も検討すること。

④ふるさと納税はその内容、宣伝方法も含め改善し、川俣シャモ等の町特産品の販路拡大につなげること。

⑤子育ては子育て支援課、婚活は生涯学習課、結婚支援等定住事業は産業課と所管がバラバラなので、担当窓口を一本化すること。

⑥役場機能の新庁舎移転に伴う公民館改修および修繕は、企画財政課が責任を持って実施すること。

(2) 総務課

①町防災行政無線のデジタル化に伴う屋外拡声装置の設置場所は、各自治会と協議すること。

②合併60周年および新庁舎落成の式典は、住民目線に立って充実した内容にすること。

③新庁舎の用地取得は平成27年度中に完結すること。

④町村合併60年を迎えるが、財産区についてはそのあり方について考えること。

(3) 議会事務局

①会議録の早期作成は重要であるため、臨時職員賃金を予算化すること。

(4) 会計室

①法令順守を徹底するため、各課及び全職員に地方財務提要等を配布すること。

(5) 原子力災害対策課

①除染効果を高めるために森林再生事業で伐採した樹木は伊達衛生処理組合で処分できるよう管理者会議で議論すること。

②国直轄除染については、遊休農地を含む全農地の除染を徹底して行うこと。

③国直轄農地除染は、環境省の当初の約束どおり地力回復を図り、町が状況を確認し、地権者の同意を得て農地返還をすること。

④仮設住宅無料巡回バスについては全町民が利用できるよう改善を図ること。

(6) 保健福祉課

①少子高齢化の実態を把握し、予算措置をすること。

②緊急通報システムは利用者の実情をふまえ、新たなシステムの導入と普及の拡大を図ること。

③山木屋診療所の運営は、避難前と同様に最低週3日開設すること。

(7) 産業課

①林道の整備事業については、過疎地域自立促進計画に記載し整備すること。

②西部工業団地への企業誘致の取り組みは、今後どのように推進するのか明確にすること。

③県事業の結婚新生活支援奨励金は1年で終了するので、町単独事業は結婚祝金制度とすること。

(8) 町民税務課

①町が避難所として使用する施設は年次計画を作成し、太陽光発電を整備し非常電源の確保をはかること。

②墓地整備計画は早期に整備すること。

③火葬場建設については都市計画法に基づく手続きを取ること。

(9) 建設水道課

①町は人口流出防止対策及び避難者支援のため、主体的に宅地造成に取り組むこと。

(10) こども教育課

①(株)まちづくり川俣の経理については、町が委託している放課後児童保育委託料を含め不明瞭が指摘されているので詳細を明らかにすること。

(11) 生涯学習課

①役場機能の新庁舎移転に伴う公民館改修および修繕は、町が責任を持って実施すること。

②川俣町史は昭和57年以降発刊されていない。このままでは半世紀にわたり空白期間ができるため町の歴史を後世に残すためにも編纂については早期に進めること。

《まとめ》

以上の9日間の審査によって、本町の少子高齢化の実態及び原発事故後の社会経済状況を踏まえた施策が十分に検討された予算になっていないことが明らかになった。

今後、予算常任委員会の意見、要望、指摘事項等に対し、「検討する」等と回答した事項については速やかに改善し、必要に応じて補正予算などで対応されるよう、当局に強く求め、平成28年度各会計予算13件は可決すべきものとする。

平成28年3月22日

予算常任委員会

委員長 新関善三

以上です。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第5, 議案第7号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第6, 議案第8号「川俣町行政不服審査法関係手数料条例」

を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第7, 議案第9号「東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成28年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第8, 議案第11号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第9, 議案第15号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第10, 議案第16号「川俣町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第11, 議案第17号「川俣町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第12, 議案第18号「川俣町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第13, 議案第19号「川俣町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第14、議案第20号「川俣町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 1点だけ確認なんですけど、予算常任委員会でも先ほど委員長報告あったとおり、保健福祉課への指摘事項で、山木屋診療所の運営は避難前と同様に最低週3日開設することという、この委員長報告があるわけですが、この条例の改正の趣旨は、条例で定めている開所日数を規則に委ねることによって柔軟に対応したいと、こういうことをございますよね。まあ、3日から4日にふえたり、5日にふえるのはいいんだと思うんですけど、提案の趣旨からいうと、3日から減らすような提案の趣旨だったように私は記憶しているんですけど。そうずっと予算委員会での指摘とは全く合わないんですけども、その辺は、提案している町としては3日を確保するというので、なおかつ、将来柔軟に開所日数を調整するために規則に委ねるんだと、こういうことよろしいのかどうかご質問しておきます。

○議長（斎藤博美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 診療所の条例の一部を改正するご質問に答弁を申し上げます。

予算常任委員会では、最低、診療所の開設を3日というご指摘を受けました。ですが、ただいまこの診療所の3日開設できる医療機関がございません。また、準備宿泊に今入っていらっしゃる山木屋地区民の若干意見等をお聞きしますと、とにかく早く診療所は開設してほしいという意見が多かったものですから、何とか週2日で再開させていただきまして、あと、済生会さんでも町のほうでも、引き続きお医者さんの募集といいますか、確保には力を入れてまいりまして、そういったお医者さんが見つかり次第、すぐにでも3日等開設できるようにいたしますので、今年度はその2回の再開からお願いしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（発言する者あり）

○議長（斎藤博美君） 保健福祉課長。もう1回。

○保健福祉課長（丹野雅直君） すみません、ちょっと、回答で答弁漏れがありました。

2月の18日締め切りで公募を行いました。指定管理者の公募を行ったところ、町内の医療機関8カ所をお願いしたんですけども、やはりその3日でできるという医療機関はございませんでしたので、ただいま現在、診療所を引き受けてくれる医療機関は町内にはございませんので、まあ、そこで今回、以前にもお願いしていました済生会川俣さんと協議した結果、2回からとにかく始めたいというお話を受けましての今般の条例改正ですので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 今のお話だと、指定、2月18日ね、指定管理者の募集やったと

いう話だべした。だけど、後でこれから可決になんだけど、その議案のね、30号かい、健康保険の特別会計の当初予算には、28年度診療所開設するという予算は載ってねえよね。載ってねえのに、指定管理者を募集してやったというのは、何分にも、ほの、おかしいんじゃないかと私は思うんですね。だって、予算措置があっから募集かけるんでしょ、普通。工事でも何であっても。だって、何にもねえのに、指定管理者、あんたやってくれっかいという募集かけて、なかったんだ、2日つつうとこしかなかったんだと、今話をしているわけでしょ。見積もり取ったというんならまだわかるけど、募集したらば、理屈が合わないんじゃないかなというのが一つと。あともう一つは、要は条例違反になっから、だから、ほの3日というのを規則に委ねて、今度は自由に1日でも2日でもできるようにするんだと、こういうお話ですよ、多分、今の提案の趣旨は。そうすると、議会で審議している中身は、最低今までよりやっってくださいよというのが、この予算常任委員会での結論なわけでしょ。して、山木屋の人は、1日でも早く開所しろという、こういうご要望があるからするんだと言っていて、一方では、来年度予算はとっていないわけだ、開所するという、そのね。

そうすつと、全然やっていることが、私、合わないと思うんですよ。だったら、何も条例改正しないで、28年度中に見込みをつけてですよ、どっちにしろ予算上は、開所する予算は持っていないんだから。そしたらば、何も28年度中にもう少し努力してみて、町内、町外問わずですよ、やってくれるつつう医療機関があったほうがいいに決まっているわけでしょ、それは。地域のこれからの避難解除後の山木屋住民の方々の生活を考えると。だから、何か理屈合わないじゃないですか。その、1日も早く開設してくれろつつうから、2日でもいいからやんだつつうて、28年度の当初予算には、開くという予算は載せねえんだと。ということは、何ぼ早くたって、29年度からしかできないわけでしょ。その辺の矛盾はどのように説明なさるのかお聞きしたいんですが。

○議長（斎藤博美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 28年度の当初予算には、山木屋診療所につきましては、浄化槽の点検ですとか機械警備の必要最低限の予算しか載せてはございません。

それで、今後この条例一部改正を認めていただきましたら、規則のほうで日にちを変えまして、3日から2日に変えて、指定管理者の、やってくれる方の募集を行いまして、そこで、次の議会で補正予算等で対応させていただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） ですから、その指定管理者が決まってから補正予算で予算とると今説明しているでしょう。順序としては逆じゃないですか。予算があっから、指定管理者の選定行為ができるんじゃないですか。工事予算を持ってねえのに、工事請負契約の入札をやっつおというのと同じじゃないですか、それは。だって、開所するという意思表示を川俣町という団体が認めるということは、議会での議決にしかすぎないでしょ、それ。議会の議決で予算措置をして、初めて、ああ、山木屋診療所は3日で

あれ2日であれ開所すんだなあということになるわけでしょ。

それを、まだ予算もとっていないのに、業者だけ決めました。ほんで、2日でもいいと言って、済生会さんは何ぼでやるって言っているから、ほんじゃ補正予算で何ぼで認めてくださっしょとこういう話になるということでしょ、今言ってるのは。

そしたらこれ、順序としては逆でしょう。2日であろうが3日であろうが、町としては3日で開所するときには1,000万円かかんだ。2日にしたらば800万で済むんだとかという予算どりをしてですよ。だって、予算どりで指定管理者と入札しなかったら、何というの、相手の言い値で予算措置するということになるんじゃないですか。当然見積もりするわけでしょう、町として。だったら、見積もりした分をきちっと先に議会に提案して、議決を受けるというのが筋じゃないですか、それは。

だから、根本的に予算の組み方がさかさまになっているでしょというのが一つと、財務規則上そういうことができるのかどうなのかね。私はできないと思うんですよ、それは。予算の裏づけがあって、初めて入札契約行為というのはできるわけだから。それを、裏づけがねえのにやりますつつうことを公式に言われて、はいつつうわけにはいかないんで、そこは財務規則上問題ねえのか、あるのかね、きちっと説明してください。

あともう一つは、そうは言っても、3日から2日になるつつうことは、サービスの向上でも何でもないわけでしょ。今まで町が言ってきたのは、山木屋の公共サービスをもとに戻して避難解除にもっていきたいと、こう言っているわけじゃないですか。だって、開所したってサービス内容が悪かったら、医療機関としての責務を果たせないわけでしょう。もともと、だから、開所できないから何だっけ、ドクターカー走らせるつつう計画があったわけじゃないですか、町の提案には。山木屋地区はドクターカー走らせるんですという提案でしたよ。もともと復興計画に書かっていたのは、一番最初。ドクターもないのに、ドクターカー、どうやって走るんだつつう話、当時やったはずですよ。そういうことも、今までの経緯も含めて、3日を単に2日しか確保できねえから2日なんだ。こういう短絡な発想で、条例改正してやろうというのは、私はいかななものかと思うんですよ、それは。あくまでも3日って条例で決まっているんだから、その3日をいかに守つかということに、最大限の努力を、やるべきでしょ、町は。町内の業者だけが医療機関だけじゃありませんから。川俣済生会そのものだって、福島済生会の協力を得ながら、医大の協力を得ながら、診療行為やっているわけでしょう。だったら、何にも、飯舘村だって、あづま脳神経外科とだってタイヤップしたり、いろんなことやっているわけじゃないですか。

そういうことも含めて、最大限努力したけど、どこもやってくれねえんだと。だから2日でしょうがないんだつつう結論になったという経過説明ならわかるんだけど、町内見渡して済生会しかいねえんだなんていうのは、最初から当たり前の話でしょ、こんなことは。聞かなくたってわかる話ですよ。だから、今までだって済生会と指定管理者制度で結んできたわけでしょ。そこら辺をね、ちょっと、もうちょっと努力が足りないと思うし、時期尚早だと思うんですが、いかなものですか。3つね。

○議長（斎藤博美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 答弁を申し上げます。

まず、予算のとり方なんですけれども、確かに当初予算で上げてございませんので、これは28年度の4月からは再開できないだろうということで、例えば6月とか7月、8月、時期が不明なものですから、当初予算には上げませんでした。

あと、もう一つ目の3日から2日目でサービス内容が悪くなる件でございますけれども、今考えているのは、震災前は月・水・金の3日間の診療でありましたが、月曜日と金曜日は診療所を開設していただきまして、水曜日がお医者さん派遣できないということで、水曜日には、バスの送迎で済生会さんのほうまで送迎のサービスするというので、何とか山木屋に戻られる方が不安にならないようにしたいと思います。あともう一つは、何でしたっけ。

今、準備宿泊で戻られている方のアンケートとか意見を見ますと、2日でも早くやってくださいという要望がありましたものですから、とにかく2日でも早く再開させていただきまして、あと先ほども何回も同じこと言って申しわけないんですけれども、引き続き済生会さんもほかの済生会グループですね、のほうにもお医者さんを要望しておりますし、あとは人材派遣会社等にもお医者さん、とにかく、医者の方の求人につきましては、いろんな手だてを打って探しているところでございますので、それでも今現在見つかっていない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（発言する者あり）

○議長（斎藤博美君） その点は抜けています。話してください。答弁願います。

副町長。総務課長だべ。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） その予算のとり方の財務規則上の問題ですが、今回、指定管理者につきましては3回目となるんですけれども、今までも、全員議会ですか、指定管理者の公募につきましては、当初予算がまだわからない中で、12月の議会ですか、12月の定例会で指定管理者の議決等をいただいておりますので、その後に予算をつける形をとっておりますものですから、財務規則上は問題ないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（発言する者あり）

○議長（斎藤博美君） 問題がないということなんです。（発言する者あり）

副町長、答えられねえかい。企画財政課。

じゃあ、町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 答弁の補足をさせていただきます。

まず1点目、財務規則上ということでございましたが、過去、今回、過去の事例と申しますか、過去の山木屋診療所の指定管理者、お願いしていましたが、過去の事例を見ますと、まずは指定管理者で公募をして、その公募が決まった後に予算化しているということで、過去2回、そういったことで議決をいただいているところでありましたので、それを踏まえまして今回やったところでございます。財務規則についても、問題はないというふうに考えております。

あと、もう1点でございますが、3日間の診療でなければということでございますけれども、先ほど保健福祉課長が答弁申し上げましたが、準備宿泊されている方からは、もう一日も早く山木屋診療所を再開してほしいという要望が大変強くいただいております。ただ、現実、一方では週3日では厳しいと。2日であれば可能であるというふうなご意見もあるところですから、まずは2日で、週2日で再開させていただいて、将来的にはお医者さんを何とか探し当てて、将来的には週3日に戻したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上、答弁といたします。

○2番（高橋道弘君） 議長、議事進行。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） いいですか。その過去にやったからいいか悪いかとか関係ないでしょ。ほんじゃ、議案第23号のね、附属機関の設置に関する設置条例ね。町水道事業経営審議会なんて、今までだってやっているじゃないですか、要綱に基づいて。けれども、私が調べた限りはだよ、国の指導で条例に基づかねっか、審議会として認めらんについて言わっちゃから、今回この議案に出てきているわけじゃないですか。

今までやってきたから問題ねえんだなんて言い方での答弁では、話になりませんよ。私は、財務規則上の根拠を聞いているんだから。そしたら、議案23号だって同じじゃねえか、ほんなこといったら。今までどおりやっていたんなら、何にも条例に上げたなくたっていいじゃないですか。だめだよ、そんな、議長。法律の根拠を聞いているんだから。何で先にできるんのかと、俺は。指定管理者の募集が。

◇ ◇ ◇
○議長（斎藤博美君） 暫時休議します。 （午後1時52分）

◇ ◇ ◇
○議長（斎藤博美君） 再開します。 （午後2時38分）

◇ ◇ ◇
○議長（斎藤博美君） 答弁求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

ただいま質問、質疑にございました指定管理者についてでございますけれども、指定管理者の指定の手續につきましては、地方自治法第244条の2、第3項に規定をされているところでございますけれども、本来、地方公共団体が有している公の施設の管理権限を、指定という行為によって、法人その他の団体に行わせることとなることから、指定は行政上の行為であって行政処分的一种ということで、契約ではないというふうに解されてございます。

指定管理者制度につきましては、公共サービスの水準を確保するという要請を果たす最も適切なサービスの提供者を議会の議決を経て指定するものでございますけれども、単なる価格競争による入札とは異なるものであるとされております。このことにつきましては、総務省の自治行政局長通知により明確にされているところでございます。したがって、競争入札などの契約締結手續によるものではなくて、指定の相手方

を選定することになります。

このため、県のほうを確認をしたんでありますけども、県で示しております指定管理者制度導入に関する基本的方針における指定管理者制度への移行スケジュール、この行程表におきましても、初めに管理者の募集、指定等を行いまして、候補団体を選定して、その後、管理者の指定につつまして債務負担行為の設定を行いまして、議会の議決をあわせて行い、関係する委託料につつましては、直近の議会で計上するというふうな行程表を県のスケジュールのほうで示されておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（斎藤博美君） ほかに質疑ありますか。

遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） あのね、方法がどういう、これでいいんだというふうに当局が提案したから言うんだけど、しかし、今度のこの当初予算を見る限りはですよ、この金は全然出てくる場所がないんだよね。診療所開設の予算もとっていないでしょ。ただ、診療所会計の中身は、浄化槽管理費をとってあるだけで、これでは診療所を開設するという意思にもなっていないんですよ。だから、少なくとも診療所を開設するんだという構えの予算が出ているんだら議論にもなんだけど、それもゼロ、全然とっていないままに、診療所は開設するんですよと言われても、何かつじつまが合わないんですよ。

だから、この20条なんていうのは、何も改正しなくたって何も問題ないわけでしょう。だから、そこら辺の関係がどうも理解できないんですが、はっきりさせてもらいたいと思うんです。

○議長（斎藤博美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問にご答弁を申し上げます。

今般のこの条例に、ずばり月・水・金の3日間の診療日とうたっております。このままでは本当に、先ほども申し上げましたとおり、指定管理者になってくれる医療機関がございませんので、ここを一部改正いたしまして、規則で定めるといたしまして、規則のほうで山木屋地区民の今の帰還の状況に合わせて柔軟に対応できますように改正したいと思います。

そこで、3日から2日、まあ、先は2日で再開をさせていただきます、またお医者様とか見つかった際には、本当に震災前の形に持っていくのが一番だと思っておりますので、そのときは週3回にできるようにこちらで努力してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） あのね、さっきもこの、さっきと全く同じような答弁しているんですが、結局ね、本当に診療所を開設するんだという意思があるならですよ、何も町内の医療機関に打診をして指定管理者を受けてもらうなんていうのは、これ、最初っから無理な話ですよ。だから、この診療所を閉鎖せざるを得なかったというのは、原発事故で起因するわけだから、県だって国だって、ちゃんともっと幅広く医師の確

保についての取り組みは何でできなかったんですか。川俣の医療機関に打診したけれども、もうとても受けるところがなかったと。済生会が2日だったらやれそうだということだけでしょ。

だって、他の避難地域やなんかは、県や国といろいろな力を合わせながら、診療所や何かの開設のためには努力しているという姿は、マスコミなどを通じても明らかになっているんですが、川俣についてみれば、旧町内であっせんしたけどもやって受けるところはどこもありませんという、こんなちゃちな考えでやってられたんでは、これは診療所の開設なんかとてもおぼつかないんじゃないかと思うんで、何でそういう大きな考えに立てないのか、はっきりさせてください。

○議長（斎藤博美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 町も震災後、今から2年前からは県のほうに出向いて、再開支援、まあ、診療所の改修工事等の支援は受けております。その際も、県のほうにもお医者さん何とか見つけられませんかということは話ししてございまして、ドクターバンクのほうに登録して、実は去年のやっぱり夏ごろでしたかね、やっぱり、一人山木屋の診療所で働きたい方はおったんですよね。おりましたけれども、やはりちょっと済生会さんと面接に行く前にだめになったケースもございまして。このドクターバンクも引き続き登録してございまして募集しておりますし、あと、先ほど申しましたとおり、済生会川俣さんでもお医者さんが少ない状況でございまして。それで、県立医大、医師派遣を依頼いたしたりしてましたり、あと済生会川俣、東北ブロックの医師派遣協議会にもお願いしております。また、自衛隊向けの求人募集専用サイトですとか、あと民間派遣業者にも医師募集の求人を出しているところがございますけれども、なかなか医者が今のところ募集できていないという状況にあります。

まあ、それでも、何とか週2日でしたら再開できるということでございまして、山木屋は今、帰還準備宿泊されている方、早く再開してほしいということですから、週2日でもですね、一旦再開させていただきまして、あとは何とかお医者さんが見つかった際には、3回と、こう、開設日を多くしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（斎藤博美君） ほかにありませんか。

11番 菅野清一君。

○11番（菅野清一君） 私も詳しいことはわかりませんが、さっき今運用の話で、こう、つらつらとしゃべりましたが、じゃあ、地方財政法の何条の何項で適用になっているのか。あと、財務規定で大丈夫だというその条文がどうなっているのか。あともう一つは、週3回の話が、まあ2回の話とか言っているんだけど、今、準備宿泊の話が議論されても、しょうがないんですね。そのために、これ、条例改正でないわけだから。そこはやっぱり、少なくとも3回のままと目標にしておいて、努力するというのが本当の姿だと思うんですけど。で、現実にあちこち働きかけをしたというんだけど、これは議会の中でだって議論はされていないことだし。何も川俣だけが医師会あるわけじゃないし、世界各国あるわけですよ。海外だってあるわけですから。

これ、何でもこういうことを言うかということ、かつては週3回でしたが、区域見直しの連合の話だと、復興施設に診療所をつくると言ったんだよ。で、元の診療所も再開するって。で、週3回といたら毎日の計算だったんですよ。当時に撤回しましたけどね。そうやって区域見直しの、だからだましながらそうやってやってきたということですよ。区域見直し自体が無効になるじゃないですか。元通りやるんだって、あれほど力説して、住民説明会やったわけですね。で、今になって、週2日しかできないことを肯定的に条例化するということは、これは明らかにだまし討ちですよ。絶対認めるわけにはいかないですよ。だから、どの条文でどうなっているんだか、ちゃんと文書で示してくださいよ。我々わかりませんので。

○議長（斎藤博美君） 3点。

町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

まず、最後のご質問でございましたが、まあ、2回ではなくて3回からスタートすべきだということでございますが、こちらにつきましては、私どもの思いとしては当然、元通り3回から始めたいという思いはございます。ただ一方で、これも何度かご答弁させていただきましたが、お医者さんの確保が非常に難航しているということがございます。一方では、準備宿泊されている方への訪問調査の結果は、もう、一日も早く診療所を、安心するために診療所を再開してほしいというご意見もたくさんいただいているところでありますので、先ほど保健福祉課長申し上げましたとおり、週3回、元通りに戻すということは、これは目標として持っておりますが、まずは週2回から何とか始めたいと考えております。そのために、条例では週3回とうたわれておりますので、そこを柔軟に対応できるように、今回、条例の改正をお願いするところでございました。

私から答弁とさせていただきます。（発言する者あり）

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

指定管理者の制度そのものの運用については、先ほど申し上げました詳細は、平成22年12月28日付の総務省自治行政局長通知によるものでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 11番 菅野清一君。

○11番（菅野清一君） それで間違いないですね。後で問題起きても知らないですよ。それで頑張るといふのであれば。そのほか、いっぱいあるわけですから。あえてここでやりませんが。

そうすると、いいですか、今の準備宿泊の話とこれは別の話ですよ。だって、週3回必要だって、別に問題ないじゃないですか。それで3回目標にすればいいんだから。それをわざわざ自分らのハードルを下げてですよ、ましてや44%も帰還意欲あるという人が、だんだんそれが意欲なくなってくるじゃないですか。だから、そういうことも考えながら、行政対応することであって、こんなの撤回すればいいだけの話じゃ

ないですか。目標は何も低く設定することはないわけですから。それが行政の志だと私は思うんですよ。そう思いませんか、立場上。まして、2つの診療所やるってあれほど豪語したんだからね。いつの間にかうやむやに、得意のうやむやをやったようだけど。それは私もちゃんとこの耳で聞いていますから。

だから、そういう経過ありながら、どんどんどんどん縮小して、ハードルを下げていくと、どんどんどんどん帰還意欲だつて下がってくるわけですよ。そういう意味で、この町の姿勢が問われるんですけど、私は絶対これはもう撤回して、目標どおりちゃんとやるということにすればいいじゃないですか。まして、川俣だけ町内医療機関でない、県だけじゃないんですから。全国、全世界、何ぼだつてあるわけですから。そういう努力は全く見えませんので、撤回を申し入れしたいと思います。お答えください。

○議長（斎藤博美君） 答弁。町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

週3回、もとに戻すと、従前のおりにもとに戻すということは、当然町といたしましても、目標として現在も掲げているところでございます。ただ、先ほど答弁いたしましたとおり、一日も早い準備宿泊されている方から、一日も早い再開を求められている中で、週2回であれば何とかできるという言葉も医療機関からいただいております。それを踏まえまして、まずは週2回からスタートさせていただきたい。当然それは週3回というのは、目標として捨ててはおりません。まだ持っておりますので、そこは、国、県とも、関係機関とお話し合いをしながら、何とか週3回までもっていくたいと、そういう考えは当然維持したまま、週2回でまずは始めさせていただきたいと考えております。そのために、今回条例、診療日を柔軟に対応させていただくために、今定例会に条例の改正をお願いしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 11番 菅野清一君。

○11番（菅野清一君） あのね、職務代理者。柔軟というのは、そういうときに使うんじゃないの。柔軟とは、週3回の今までどおりに目標をしながら、柔軟に行くんですよ。自分でハードルを下げて柔軟って話はないでしょ。これ、根本的に間違つてやっていますからね、これ。せつかく、自治研修センターで研修した成果があらわれていないから私聞いているんだけど。そう思いませんか。

準備宿泊って、何のためにするんですか。帰還するための問題点でやるんでしょう。そしたらそのままにしておいて、柔軟に対応するのが原則でしょ。わざわざみずから週2日に下げて、楽なほう、楽なほうを選ぼうとする姿勢が見えるわけですよ、我々から見ればですね。撤回してくださいよ。だめですよ、そんなの。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

準備宿泊につきましては、帰還の準備のための準備宿泊と、宿泊するものと考えております。その準備宿泊をされている方から、もう一日も早く再開をしてほしいとい

うご要望が多数ありました。これを踏まえて、今回条例改正等をお願いをしているところでございますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） いろいろわかりましたけれども、それで、来年度、28年度はいつからやる予定なんですか。お伺いしたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 答弁を申し上げます。

予定では、今般の条例改正を認めていただきましたらば、早期に、また4月に募集要項を改正いたしまして、指定管理者の公募を行います。と、早ければ6月の定例議会で委託料等の補正予算を上げまして、あとは指定管理者の議決をいただきますと、7月の1日からは、今の時点では一番早くて再開できると思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 1番 高橋清美君。

○1番（高橋清美君） 今現在でも、準備宿泊はやっていると思いますが、6月じゃなくてね、補正予算も組めるわけですから、早目にやる考えありますか。

○議長（斎藤博美君） 答弁。

町長職務代理人。

○町長職務代理人（伊藤智樹君） ご答弁を申し上げます。

6月定例会等にこだわらず、臨時会等で早くというお質しだと思いますが、一日も早い再開の要望がございますので、そちらを踏まえまして、極力準備を早目に進めるようにして、一日も早く再開できるように努めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を……（発言する者あり）これから議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） ここで、3時10分まで休憩します。 （午後2時59分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。 （午後3時10分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第15、議案第21号「川俣町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第16, 議案第22号「川俣町都市公園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第17, 議案第23号「附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番(高橋道弘君) まず、最初に確認したいんですけど、これ提案したのが建設課長なのね。この条例の所管課長は、建設課長で間違いはないのでしょうか。

○議長(斎藤博美君) 町長職務代理者。

○町長職務代理者(伊藤智樹君) ご答弁を申し上げます。

議案第23号であります。今回ご提案させていただくものは、川俣町水道事業経営審議会、また川俣町空家等対策協議会でございます。それぞれ、審議会、協議会でございますが、それぞれ建設水道課所管のものでございますので、建設水道課長から説明をしたところでございます。

以上、答弁といたします。(発言する者あり)

○議長(斎藤博美君) あの、もう一回、理解するため、もう一回同じ質問、お願いします。

2番。(発言する者あり) あの、1回です。1回目のです。

○2番(高橋道弘君) どんな条例だって、主管課ってあるでしょう。だから、この条例の主管課は、建設水道課で間違いございませんかと私は聞いているんだよ。それを確認してんだよ。提案したのが建設水道課だから。国保条例だって何だって、ほんじゃあ今回は公営住宅に入っていらっしゃる人たちの話だからって、建設課長が提案するつつう話をしているわけだ。今のねわけわかんねえ答弁聞いてっと。だから、この条例の主管課はどこなんですかって俺は聞いているんだよ。

○議長(斎藤博美君) 主管課はどこですかという質問であります。(発言する者あり) 総務課長。

○総務課長(佐藤広一君) 質問に答弁申し上げたいと思います。

附属機関の設置に関する条例についての所管課は、総務課でございます。

○議長(斎藤博美君) 2番 高橋道弘君。

○2番(高橋道弘君) そうすつと、議会に提案するときは、主管課関係なく誰でも好きな課長出てきて、この提案できるつつう仕組みに川俣町はなっているのかというのが1点目ね。

あと2点目は、これ附属機関って、いっぱいありますよね。多分条例に今回2ついつちやとしても、3つ目だべど思うんだ、私、これね。で、さっきも違う議案ので言ったけど、これ、国、県の指導でほれちゃんと条例で位置づけねえとだめだといわちるわけでしょ。すつと、川俣町としてだよ、いろんな附属機関あるんだけど、それを全部精査をして、じゃあ、この条例改正すんだらば、別に建設水道課がやらず産業課にもあるし。いろんな機関いっぱいあるじゃないですか。それを全部精査をした上、今回はこの2つを出すことが、法理論上正しいということで提案なさっているんですか。

2つお聞きしております。

○議長(斎藤博美君) 総務課長。

○総務課長(佐藤広一君) 質問に答弁したいと思います。

今回提案をさせていただいておりますが、提案者が建設水道課長だったということで、以降については、総務課のほうでご提案をさせていただきたいと考えております。

2点目について、附属機関である機関については、川俣町ではかなり数多くございます。今回は2本を建設水道課のほうで提案をしましたが、今後、附属機関にあるいわゆる法律もしくはこれに基づく政令、またはほかの条例に特別の定めがあるものを除く機関については、今後、精査をして総務課のほうで提案をさせていただければと思っております。

以上、答弁とさせていただきたいと思います。(発言する者あり)

○議長(斎藤博美君) 答弁。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 答弁漏れがありまして、大変失礼しました。

今回、2つの機関が提案をされております。今回は建設水道課のほうで提案、説明等を行っておりますが、それは総務課でやるべきことであったということで、ご理解をしていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 答弁もそうなんだけど、所管行為でね、ほかの課長さんというのは、別に我々は職務代理に質問しているだけなんだかね。課長に説明、質問しているわけでねえ、質問つつうのは。

だから、補助要員にすぎないわけね、各課長はね。職務代理者。その補助要員が出てくるのは、自分の所管課だから出てくるんでしょ、普通。提案だって同じじゃないですか。所管課でねえ課長が来て、提案したり何だり答弁しらっちゃんでは、どこの課でそのことを議論したらいいかわかんなくなりますよね、我々は。そこは、厳密にひとつ守っていただきたいなと思いますよ、これからも。

それと、このほかにもいっぱいあんだという話、しましたよね。ずっと、どういうものはこの条例に位置づけて、どういうものはこの条例に位置づけっことないのかつつう区別は、どのように精査をなさっているのかというのが、再々質問の1点目ね。

あと2つ目は、それを精査をして今度はちゃんと位置づけたいと、こういうふうなご答弁でございましたから、じゃ、それはいつの議会までにきちんと精査をして出していただけるのか確認をしておきたいと思いますので、ご答弁、明確にお願いします。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問に答弁申し上げたいと思います。

先ほども言ったように、法律もしくはこれに基づく政令、他の条例に特別の定めがあるものを除く機関を指しますので、今後、明確な基準をつくってですね、一つは、基準をつくって今後制定をしていきたいと。あと、2つ目については、いつまでかというところがございますが、ちょっとお時間をいただいて、9月議会までには整理をさせていただければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇
○議長（斎藤博美君） 日程第18，議案第24号「町道路線の認定及び変更について」
を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇
○議長（斎藤博美君） 日程第19，議案第29号「平成28年度川俣町一般会計予算」
を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇
○議長（斎藤博美君） 日程第20，議案第30号「平成28年度川俣町国民健康保険特
別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇
○議長（斎藤博美君） 日程第21，議案第31号「平成28年度川俣町介護保険特別会

計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第22, 議案第32号「平成28年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第23, 議案第33号「平成28年度川俣町水道事業会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第24, 議案第34号「平成28年度川俣町簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第25, 議案第35号「平成28年度川俣町奨学資金特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第26, 議案第36号「平成28年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第27, 議案第37号「平成28年度川俣町小島財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第28，議案第38号「平成28年度川俣町飯坂財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第29，議案第39号「平成28年度川俣町大綱木財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第30，議案第40号「平成28年度川俣町小綱木財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第31，議案第41号「平成28年度川俣町山木屋財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

本案に対する予算常任委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第32, 議案第42号「川俣町過疎地域自立促進計画について」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) ここで、議事日程の追加についてお諮りいたします。

発議5件、その他3件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

したがって、発議5件、その他3件を本日の日程に追加することに決定しました。

資料配付します。(資料配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」という声あり)

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 追加日程第1, 発議第3号「地方公共団体への損害賠償制度の改善を求める意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長(大内 彰君) 別紙発議書を朗読した。

○議長(斎藤博美君) 提出者の説明を求めます。高橋真一郎君。

○3番(高橋真一郎君) 朗読をもって説明とさせていただきます。

地方公共団体への損害賠償制度の改善を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会が平成25年12月26日に定めた第4次追補に記載されているにも関わらず、地方公共団体への損害賠償は一向に進展していない状況である。

とりわけ、地方公共団体が原発事故からの復旧・復興のために行っている事業に従事している職員等の人件費や物件費については、これまで1円の賠償金も支払われていない。

原発事故からの復旧・復興が今後何十年かかるか予測できない中、財政基盤の弱い被災自治体は自己財源でこののち何十年もこれから復旧・復興に係る職員の費用等を捻出することは到底困難であり、しいては自治体財政を崩壊に招く要因に発展する可能性さえ否定できない。

つきましては、国におかれましては早急に指針を見直し地方公共団体への損害賠償が実情に見合った制度となるよう特段の措置を取られるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

内閣総理大臣 安倍晋三 様
文部科学大臣 馳 浩 様
経済産業大臣 林 幹雄 様
復興大臣 高木 毅 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上であります。

○議長（斎藤博美君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第2，発議第4号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（斎藤博美君） 提出者の説明を求めます。高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 朗読をもって説明とさせていただきます。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされています。

この最低賃金の引き上げについては、2013年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」並びに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されているとともに、2010年に合意に至った、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」こととされています。

最低賃金の引き上げは、全労働者の4割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却をはかり持続可能な経済の好循環に結び付けるためには、最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠です。また、来年4月に予定されている消費税率の引き上げが非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためにも、物価上昇と消費税率の引き上げ分を考慮した最低賃金額の引き上げが必要となります。併せて、福島県の復興を促進させるうえでも、最低賃金の引き上げにより一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要なこととなります。

現在の福島県最低賃金は、時間額で705円となっていますが、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は2007年からの8年間全国水準で31位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっています。

よって、本町議会は福島県の一層の発展をはかるため、最低賃金法の趣旨をふまえ、福島県最低賃金に関する次の事項について強く要望します。

1. 福島県最低賃金については、2010年6月に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げを図ること。
2. 福島県の復興促進、労働人口の流出に歯止めをかけることを踏まえ、上積み分の改正を図ること。
3. 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
4. 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

内閣総理大臣 安倍晋三 様
厚生労働大臣 塩崎恭久 様

福島労働局長 引地睦夫 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上であります。

○議長（斎藤博美君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第3，発議第5号「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（斎藤博美君） 提出者の説明を求めます。高橋道也君。

○4番（高橋道也君） 朗読をもって説明にかえさせていただきます。

給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書

「奨学金」利用者は年々増加し、現在、大学生の2人に1人が何らかの奨学金を利用しています。その背景は、1つに、大学の授業料の値上げが繰り返され、我が国の学費は世界で最も高い水準になっています。2つに、経済の悪化や雇用制度の変化に伴い、非正規労働者が勤労者の4割となり、親の経済力の低下に伴い、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めるようになっていきます。

一方、卒業しても不安定雇用や低賃金により、返済に苦しむ若者が増加しており、延滞者は33万人に及んでいます。はじめから「安定した収入を得て返済する」という制度の前提が今では大きく崩れていると言わざるを得ません。

OECD加盟国34か国の内、半数近くの国は大学の授業料は無償で、32か国に公的な奨学金制度があります。大学の授業料が有償で、国による給付型奨学金制度がないのは日本だけです。

持続可能な社会のために世代を超えて若者を社会全体で支援し、少子・高齢化、人口減少や地方の衰退に歯止めをかける上で極めて重要な課題となっています。

よって、川俣町議会は、国に対して給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める次の事項について強く要望します。

1. 国として、速やかに新たな制度運営を前提とした大学等における給付型奨学金

- 制度を導入し、併せて高等学校等を含めて拡充を図ること。
2. 現在の貸与型奨学金制度の改善を図ること。
 3. 大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

衆議院議長 大島理森 様
参議院議長 山崎正昭 様
内閣総理大臣 安倍晋三 様
財務大臣 麻生太郎 様
文部科学大臣 馳 浩 様
厚生労働大臣 塩崎恭久 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（斎藤博美君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。
これから発議第5号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第4，発議第6号「地方公共団体への賠償金をすみやかに支払うことを求める要望書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（斎藤博美君） 提出者の説明を求めます。高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 朗読をもって説明とさせていただきます。

地方公共団体への賠償金をすみやかに支払うことを求める要望書

東京電力福島第一原子力発電所事故による地方公共団体への賠償金は、平成25年12月26日に原子力損害賠償紛争審査会が定めた第4次追補に明記されているにも関わらず、遅々として進展していない。

本町は、平成28年1月末現在9億1,176万7,000円の損害賠償を請求しているが、御社から支払われた金額は4億6,606万6,000円であり、4億4,570万1,000円が未払いとなっている。

御社は、原発事故の一方的加害者であり、被災自治体の原発事故に伴う対策費用を弁償、賠償することは、当然の義務である。

よって御社は、加害者責任を真摯に受け止め、すみやかに地方公共団体から請求された賠償金を支払うよう強く求めるものである。

平成28年3月22日

東京電力株式会社

代表執行役社長

広瀬直己 様

福島県伊達郡川俣町議会

○議長（斎藤博美君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから発議第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第5，発議第7号「(株)まちづくり川俣の改善を求める要望書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（斎藤博美君） 提出者の説明を求めます。高橋真一郎君。

○3番（高橋真一郎君） 朗読をもって説明とさせていただきます。

(株)まちづくり川俣の改善を求める要望書

(株)まちづくり川俣は平成13年9月26日に設立され、川俣町中心市街地整備改善活性化基本計画を実現する認定構想推進事業者として位置づけられ活動してきました。

構想実現のため、平成14年12月1日に「放課後児童保育事業」を受託、平成16年9月4日には「絹蔵活用事業」を展開して今日にいたっております。

しかしながら、「絹蔵活用事業」は事業開始以来11年間で2,124万円の補助金を投入しながら、一度も黒字決算となったことはなく営業損失の累積は1,507万1,839円におよび、経営改善の兆しさえみることができません。

現状のまま推移すれば、資本金は枯渇し経営を継続することは困難であることは明白であり、早急に抜本的な対策を講じる必要性があります。

つきましては、(株)まちづくり川俣の発起人であり、筆頭株主である川俣町が指導力を発揮し、会社の抜本的体質改善と運営の透明化を実現し、もって損益の収支改善をはかり川俣町中心市街地整備改善活性化基本計画を実現する認定構想推進事業者としての責務を果たし、町民の負託に応えられる会社として再生されるよう強く要望するものである。

平成28年3月22日

川俣町長職務代理者

川俣町副町長 伊藤智樹 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上であります。

○議長（斎藤博美君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 討論なしと認めます。

これから発議7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第6、「所管事務調査について」。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（斎藤博美君） ただいま朗読のとおり、議会運営委員長から所管事務調査を実施したい旨の通知がありました。

お諮りいたします。

ただいま通知のとおり、実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、所管事務調査については、ただいま通知のとおり、実施されるよう決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 追加日程第7、「議員の派遣について」。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（斎藤博美君） お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、参加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり、参加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 追加日程第8,「閉会中の継続調査申出書について」、議題といたします。

局長朗読。

議会事務局長。

○議会事務局長(大内 彰君) 別紙申出書を朗読した。

○議長(斎藤博美君) 総務産業、厚生文教、予算及び広報編集の各常任委員長並びに議会運営委員長から、各常任委員会等において所管事務、また、所管事務の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長等からの申し出のとおり、閉会中継続調査をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長等から申し出のとおり、閉会中継続調査をすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(斎藤博美君) 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

会期20日間にわたり慎重に審議いただき、まことにありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

これをもちまして、平成28年第2回川俣町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。
(午後3時59分)

本定例会で決定した事件は、次のとおりである。

- 議報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について
- 議報告第 2 号 教育委員会の所管に係る点検評価に関する報告について
- 報告第 1 号 寄附採納報告
- 議案第 7 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 議案第 8 号 川俣町行政不服審査法関係手数料条例
- 議案第 9 号 東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成 28 年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例
- 議案第 10 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 11 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 議案第 12 号 町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 13 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 14 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 15 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 16 号 川俣町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 17 号 川俣町税条例の一部を改正する条例
- 議案第 18 号 川俣町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 19 号 川俣町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 20 号 川俣町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例
- 議案第 21 号 川俣町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 22 号 川俣町都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第 23 号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 24 号 町道路線の認定及び変更について
- 議案第 25 号 平成 27 年度川俣町一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 26 号 平成 27 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 27 号 平成 27 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 28 号 平成 27 年度川俣町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 29 号 平成 28 年度川俣町一般会計予算
- 議案第 30 号 平成 28 年度川俣町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 28 年度川俣町介護保険特別会計予算

- 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 3 3 号 平成 2 8 年度川俣町水道事業会計予算
議案第 3 4 号 平成 2 8 年度川俣町簡易水道事業特別会計予算
議案第 3 5 号 平成 2 8 年度川俣町奨学資金特別会計予算
議案第 3 6 号 平成 2 8 年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算
議案第 3 7 号 平成 2 8 年度川俣町小島財産区特別会計予算
議案第 3 8 号 平成 2 8 年度川俣町飯坂財産区特別会計予算
議案第 3 9 号 平成 2 8 年度川俣町大綱木財産区特別会計予算
議案第 4 0 号 平成 2 8 年度川俣町小綱木財産区特別会計予算
議案第 4 1 号 平成 2 8 年度川俣町山木屋財産区特別会計予算
議案第 4 2 号 川俣町過疎地域自立促進計画について
議案第 4 3 号 川俣町新庁舎外構工事請負契約の締結について
議案第 4 4 号 山木屋地区復興拠点（商業施設）敷地造成工事請負契約の締結について
- 発議第 3 号 地方公共団体への損害賠償制度の改善を求める意見書
発議第 4 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
発議第 5 号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書
発議第 6 号 地方公共団体への賠償金をすみやかに支払うことを求める要望書
発議第 7 号 (株)まちづくり川俣の改善を求める要望書
- 所管事務調査について
議員の派遣について
閉会中の継続調査申出書について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 斎藤博美

同 署名議員 遠藤宗弘

同 署名議員 菅野清一